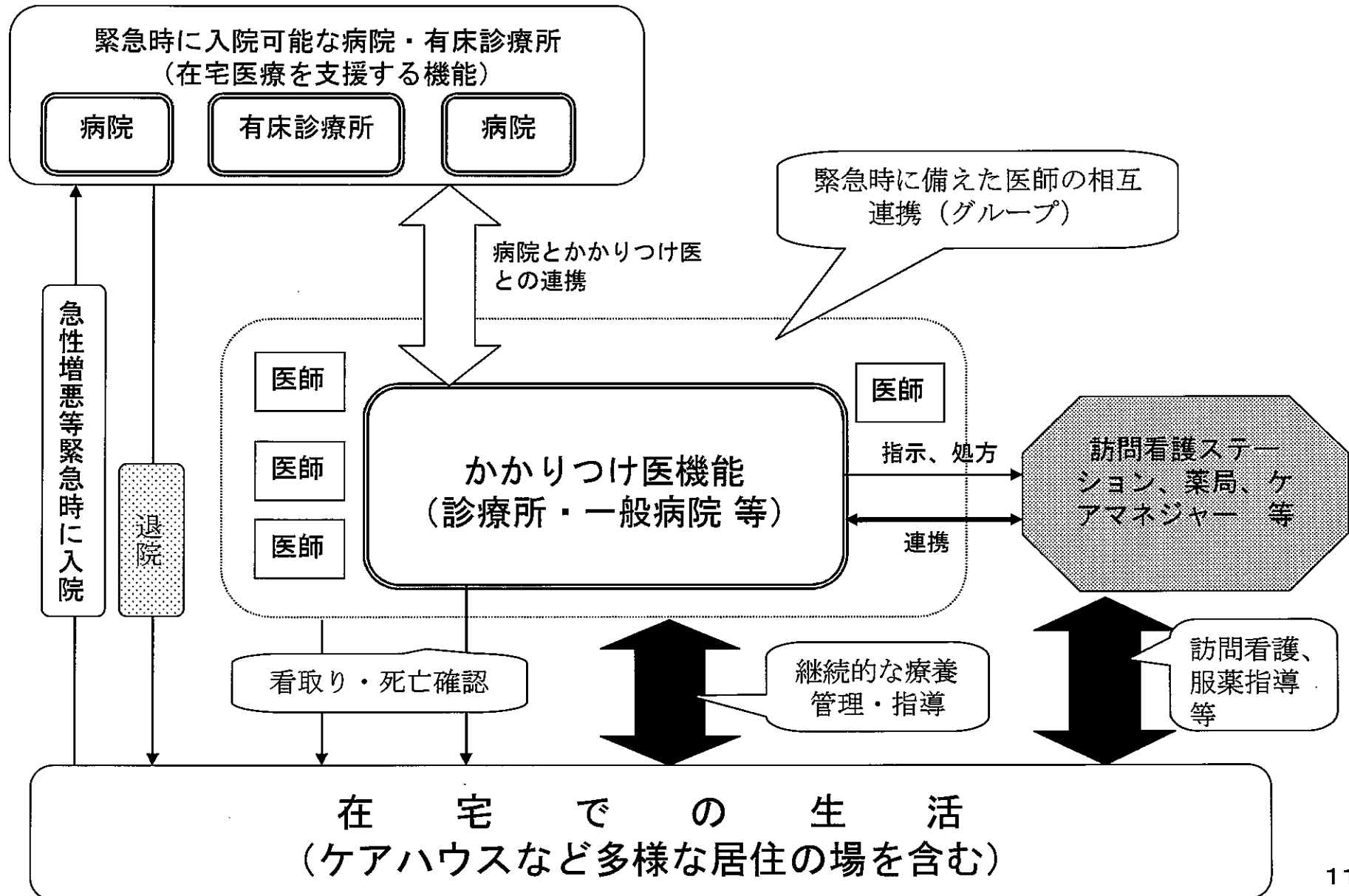


③-2 在宅医療を安心して受けられるようになるには

- 在宅医療については、前述のとおり、まず、急性期等の機能を持つ医療機関から在宅あるいは多様な居住の場へのつなぎを円滑に進める必要があります。(退院後の在宅医療への連携)
- 在宅医療を地域で連携して行う体制として、次頁の図のように、
 - (1) 介護を含めた多職種での連携体制
 - ・在宅医療を担う医師の取組の支援
 - ・訪問看護サービスの充実
 - ・在宅における医薬品等の提供体制
(適切な薬物療法や服薬指導、医療材料等の提供など)
 - ・ケアマネジャーや各種在宅サービスとの連携
 - (2) 急性増悪の際の緊急入院体制(緊急入院先の確保)
 - (3) 医師による看取りの体制(複数の医師の連携等)
 - (4) 自宅以外の多様な居住の場の確保及びその場に対する在宅医療の提供

を含めた連携体制を、地域ごとに構築する必要があります。

在宅医療（終末期ケアを含む）の連携のイメージ



介護施設や居住系サービスにおいて 安心して医療が受けられる体制作り

一人暮らしなど、自宅で過ごせない要介護状態の方が生活する場である介護施設や居住系サービスにおいて、医療との連携を充実させ、必要な時に必要な医療が安心して受けられるようにします。

例：

特別養護老人ホーム：夜間におけるオンコール体制や看取りに関する体制の整備

ケアハウス：訪問診療や訪問看護の体制の整備

高齢者の在宅療養を支える新たな取組の推進

※肺ガンにより入院。手術等の治療後に退院し、在宅での抗癌剤治療、酸素療法等を継続しつつ、在宅での看取りを希望する例

